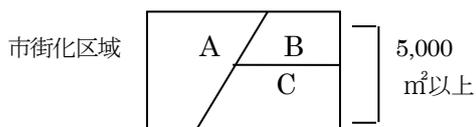


## 公拡法の届出、申出について

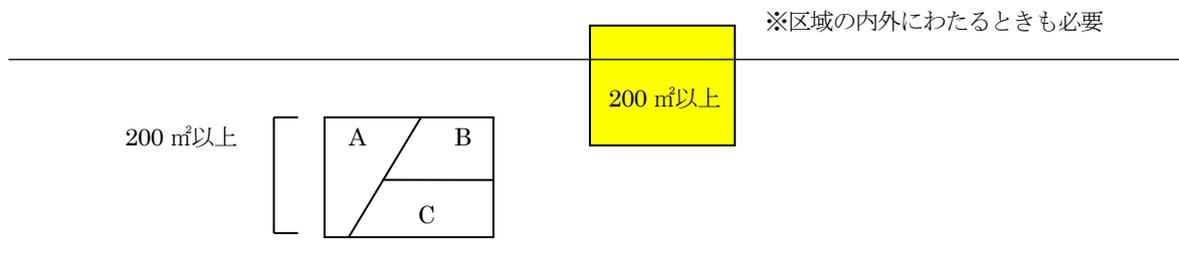
「公有地の拡大の推進に関する法律」の土地の先買い制度により、次に該当する土地の取引をする際、または、栃木県、佐野市などの公的機関に土地の買取りを希望する場合は、以下の書類の提出が必要となります。

- |                        |                         |               |
|------------------------|-------------------------|---------------|
| ●土地を有償で譲渡する場合（売買、交換など） |                         | 提出する書類        |
| ・市街化区域                 | 5,000 m <sup>2</sup> 以上 | } 「土地有償譲渡届出書」 |
| ・都市計画施設等の区域内           | 200 m <sup>2</sup> 以上   |               |

(例1) 土地が一定面積以上るとき ※数筆の土地を一緒に売るときも必要



(例2) 土地が都市計画施設等の区域内にあるとき



- |                                |                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| ●土地の買取りを希望する場合（県、市などの公的機関に対して） | 提出する書類                                |
| ・都市計画区域内                       | 200 m <sup>2</sup> 以上 —— 「土地買取り希望申出書」 |

- 上記に該当する場合、提出が必要となる書類

「土地有償譲渡届出書」または「土地買取り希望申出書」

・添付書類

- ①位置図 概ね 25,000 分の 1 程度
- ②案内図 住宅地図に位置を示したもの
- ③公図の写し
- ④登記事項証明書
- ⑤(届出に関する権限を第三者に委任している場合) 委任状

※ 書類はなるべく **A4 判** で作成し、各書類を 1 部ごとに順に並べ、左 2 ヲ所をホチキスで綴じて、**1 部** 提出してください。

- 注意

国土法第 23 条に基づく土地売買等届出が、契約後に届け出る、「事後届出制」に変わったことにより、今までのように土地売買等届出を、公拡法の届出とみなすことができなくなりました。

このため、土地売買等届出とは別に、公拡法の届出を、契約の 3 週間前までに出すことが必要になりましたので、ご注意ください。

買取り協議が不成立となった場合に有償譲渡が有効となるように停止条件を付した譲渡契約は、停止条件（買取り協議の不成立）が成就した時からその効力を生じる契約ですので、届出より前に契約を締結することが可能です。

提出・問い合わせ先：佐野市役所都市建設部都市計画課

(TEL0283-20-3100)